

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の五第二項の規定に基づき、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(電子開示手続の適用除外に係る承認手続) 第六条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十七条の三十の五第一項各号のいずれかに該当する場合において、金融庁長官が必要があると認めるときは、同項の承認に係る申請その他の手続は、金融庁長官の定めるところによることができる。</p> <p>3 金融庁長官は、前項の規定による定めをしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び法第二十七条の三十の五第一項各号のいずれかに該当する事由並びにその定める同項の承認に係る申請その他の手続について必要な事項を公示するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(電子開示手続の適用除外に係る承認手続) 第六条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。